

# 西海市地域防災計画

令和5年5月

長 崎 県 西 海 市

## 用 語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用 語	意 義
住 民	・市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
災 害 弱 者	・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市 町 村	・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防 災 関 係 機 関	・国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	・指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指 定 公 共 機 関	・日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	・港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公 共 的 団 体	・市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	・市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ラ イ フ ラ イ ン	・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
防 災 計 画	・西海市地域防災計画をいう。
県 防 災 計 画	・長崎県地域防災計画をいう。
本 部	・西海市災害対策本部をいう。
県 本 部	・長崎県防災対策本部をいう。
本 部 長	・西海市防災対策本部長をいう。
県 本 部 長	・長崎県防災対策本部長をいう。
基 本 法	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
救 助 法	・災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。

## 第1編 序 説

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の前提	2
第2章 西海市の概況	
第1節 自然的条件	3
第2節 気象と災害	3
第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 実施責任	5
第2節 西海市	6
第3節 長崎県	10
第4節 自衛隊	10
第5節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	11
第6節 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等	12
第7節 市民・事業所	14
第4章 計画の修正	15

## 第2編 災害予防計画

第1章 防災知識・思想の普及計画	16
第2章 防災訓練の実施計画	18
第3章 自主防災組織の活動計画	
第1節 自主防災組織の育成と活動計画	22
第2節 民間防災組織の確立	26
第4章 相互応援体制の確立	27
第5章 防災まちづくり計画	
第1節 防災まちづくり計画	32
第2節 建築物等災害予防計画	33
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	36
第4節 市土保全対策計画	37

第6章	気象観測施設の整備計画	39
第7章	火災予防対策の推進計画	41
第8章	水防施設等整備計画	45
第9章	防災業務施設の整備	46
第10章	避難地・避難路の整備	48
第11章	緊急輸送活動体制の整備	52
第12章	医療・保健に係る災害予防対策	55
第13章	緊急物資調達計画の整備	58
第14章	生活福祉に係る災害予防計画	62
第15章	ライフライン施設及び危険物災害予防計画	
第1節	ライフライン施設災害予防計画	65
第2節	危険物施設災害予防計画	65
第16章	防災営農指導計画	68

## 第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

第1章	組織計画	
第1節	組織計画	69
第2節	災害警戒本部の組織	69
第3節	災害対策本部の組織	70
第4節	組織動員計画	75
第2章	通信及び情報収集伝達計画	
第1節	防災気象情報の伝達計画	78
第2節	通信施設利用計画	90
第3節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	92
第3章	自衛隊派遣要請計画	96
第4章	労務動員計画	
第1節	労務供給計画	102
第2節	隣保互助民間団体活用計画	103
第5章	災害広報計画	104
第6章	公安警備計画	105
第7章	水防計画	
第1節	総則	108
第2節	水防の責任並びに居住者等の義務	108
第3節	西海市災害警戒・対策本部	108
第4節	市消防団の配備区分	109

第5節	水位情報を通知及び周知する河川	109
第6節	水防活動	109
第7節	水防訓練	111
第8章	土砂災害における警戒避難計画	
第1節	土砂災害危険箇所	112
第2節	土砂災害警戒区域	112
第3節	避難計画	113
第9章	救助法の適用に関する計画	119
第10章	避難計画	121
第11章	救出計画	127
第12章	死体捜索及び収容埋葬計画	129
第13章	食料供給計画	132
第14章	衣料品及び生活必需品供給計画	134
第15章	給水計画	136
第16章	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	138
第17章	障害物の除去計画	140
第18章	義援金品募集配分計画	142
第19章	医療助産計画	143
第20章	防疫計画	146
第21章	廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理	148
第22章	在港船舶対策計画	150
第23章	輸送計画	151
第24章	交通応急対策計画	154
第25章	文教応急対策計画	161
第26章	ライフライン応急対策計画	
第1節	電力施設災害応急対策計画	164
第2節	水道施設災害応急対策計画	165
第3節	下水道施設災害応急対策計画	166
第4節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	166
第27章	公共土木施設災害応急対策計画	
第1節	公共土木施設災害応急対策の体制	168
第2節	応急工事の施工	168
第28章	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	171
第29章	自発的支援の受け入れ	172

## 第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章	防災関係機関の活動	174
第2章	情報活動	181
第3章	広報活動	195
第4章	自主防災活動	197
第5章	緊急輸送活動	199
第6章	自衛隊の派遣要請	204
第7章	広域応援活動	209
第8章	災害の拡大防止活動	212
第9章	避難活動	217
第10章	災害救助法の適用	222
第11章	社会秩序を維持する活動	224
第12章	地域への救援活動	
第1節	食料・生活必需品の確保	225
第2節	給水活動	226
第3節	燃料の確保	226
第4節	廃棄物処理	227
第5節	死体の捜索及び処理	227
第6節	応急住宅の確保	228
第13章	医療・保健に係る対策	230
第14章	福祉に係る対策	233
第15章	応急教育活動	236
第16章	市有施設及び設備等の対策	238
第17章	防災関係機関の講ずる災害応急対策	240
第18章	自発的支援の受け入れ	242
第19章	義援金・見舞金等の配分計画	243
第20章	津波浸水想定	244

## 第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）

第1章	消火活動計画	245
第2章	危険物災害応急対策計画	249
第3章	海上災害応急対策計画	252
第4章	漂流油による沿岸汚染対策計画	255
第5章	航空機事故対策計画	257

# 第6編 災害復旧復興計画

## 第1章 災害復旧事業の促進

第1節	公共土木施設災害復旧事業計画	258
第2節	農林水産業施設災害復旧事業計画	260
第3節	住宅災害復旧事業計画	261
第4節	公立文教施設災害復旧事業計画	261
第5節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	261
第6節	公立医療施設災害復旧事業計画	261
第7節	その他公営企業施設災害復旧事業計画	262
第8節	公有財産災害復旧事業計画	262
第9節	上下水道災害復旧事業計画	262

## 第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節	法律等による一部負担又は補助等	263
第2節	激甚災害に係る財政援助措置	264
第3節	市の資金計画	269

## 第3章 金融その他の資金対策

第1節	農林水産業に関する金融の確保	270
第2節	中小企業に関する金融の確保	273

## 第4章 被災者の生活確保に関する計画

第1節	被災者に対する職業のあっせんに関する計画	275
第2節	租税の徴収猶予、減免に関する計画	276
第3節	保険等の減免措置	277
第4節	簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付	278
第5節	生業支援の確保に関する計画	279
第6節	住宅災害の復旧対策等に関する計画	283
第7節	生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	284
第8節	り災証明書の発行	284